

地域密着型サービス・居宅介護支援及び介護予防支援について

1 指定更新について

(1) 事業者の指定有効期間・指定更新手続き

平成 18 年 4 月の改正介護保険法施行により、介護サービスの質の確保と向上を図るため、事業者の指定更新制が導入され、指定基準等の遵守状況を定期的に確認するため、指定の効力に 6 年の有効期間が設けられました。

事業者は、指定を受けた日から 6 年ごとに更新を受けなければ、指定有効期間満了後に指定の効力を失い、事業継続ができなくなります。

(2) 指定基準等の遵守について

指定更新申請にあたっては、指定基準（人員・設備・運営基準等）を満たしていない場合、指定更新の欠格事由（新規指定の欠格事由と同じ）に該当する場合は更新できません。

(3) 2023（令和 5）年 5 月～2024（令和 6）年 8 月末指定更新予定事業所一覧

○地域密着型サービス事業所

	事業所名	指定有効期間満了日
1	小規模多機能型居宅介護 きらら弘前	2023. 10. 31
2	グループホーム薫風舎	2024. 3. 19
3	グループホームうぐいすの里弘前	2024. 3. 20
4	小規模多機能サービスまごの手	2024. 7. 31
5	デイサービスセンターいわき山	2024. 8. 31

○居宅介護支援事業所

	事業所名	指定有効期間満了日
1	居宅介護支援事業所えんむすび	2023. 6. 24
2	居宅介護支援事業所あおいもり	2023. 8. 31
3	バンドー介護サポート株式会社ケアプランセンター弘前	2023. 9. 24
4	可なう介護	2023. 10. 4
5	弘前大清水ホーム居宅介護支援事業所	2024. 2. 29
6	希望ヶ丘居宅介護支援事業所	2024. 3. 31
7	指定居宅介護支援事業所りんご	2024. 3. 31
8	居宅介護支援センターライフスマイル弘前	2024. 5. 31
9	伸栄会	2024. 6. 30
10	居宅介護支援事業所高館山温泉	2024. 8. 20

(4) 指定更新申請について

指定更新を行う事業者は、指定有効期間内に、以下のとおり指定更新申請書類を提出してください。

提出期限	地域密着型サービス事業所	指定有効期間が満了する日の3か月前まで
	居宅介護支援事業所	指定有効期間が満了する日の1か月前まで
提出先	弘前市役所介護福祉課介護事業係（市役所前川本館1階）	
様式等 掲載場所	弘前市ホームページ (https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/2020-0617-1339-32.html) ホーム > 健康と福祉 > 福祉・介護 > 地域密着型サービス・居宅介護支援について（2. 指定（更新）関係について）	

※これまでは、指定の有効期間満了日が近い事業所には、更新申請書類の提出について電子メールにてお知らせしていましたが、令和4年5月より、周知の方法を**集団指導及び市ホームページへの掲載**に変更しました。つきましては、電子メールによる個別の周知はしませんので、各事業所において指定有効期間をご確認くださいようお願いいたします。

(5) その他注意点

- ・ 休止中の事業所につきましては、再開届出を提出しなければ更新手続きが行えませんので、今後休止届を提出する際にはご注意ください。
- ・ 指定有効期間内に更新申請がなければ、更新手続きを行うことができません。各事業所において指定有効期間をご確認いただき、申請をお願いします。
- ・ 休止中の事業所が指定有効期間内に再開届出を提出しなかった場合や、営業中の事業所が指定有効期間内に指定更新申請をしなかった場合は、事業所は廃止扱いとなり、事業を継続するためには、再度、新規指定申請を行う必要がありますのでご注意ください。

2 令和6年度より努力義務から本格実施に移行する事項について

(1) 認知症介護基礎研修の義務付けについて（地域密着型サービス）

令和3年度介護報酬改定により、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが、令和3年4月1日より義務化されました（令和6年3月31日までは努力義務）。

新卒採用・中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者のうち、無資格の者に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられており、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとされています（この場合についても、令和6年3月31日までの間は努力義務で差し支えない）。

(2) 虐待の防止について（全サービス）

令和3年度介護報酬改定により、以下の取り組みを講じることが、令和3年4月1日より義務化されました（令和6年3月31日までは努力義務）。

①虐待防止検討委員会の開催	事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。	—
②指針の整備	事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。	—
③研修の実施	事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（※）に実施すること。	※グループホーム及びミニ特養は年2回以上、その他の事業所は年1回以上実施すること。
④担当者	①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	—

(3) 業務継続計画の策定等について（全サービス）

令和3年度介護報酬改定により、以下の取り組みを講じることが、令和3年4月1日より義務化されました（令和6年3月31日までは努力義務）。

業務継続計画（BCP）の策定	事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。	—
	業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 イ 感染症に係る業務継続計画（平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立） ロ 災害に係る業務継続計画（平常時の対応、緊急時の対応、他施設及び地域との連携）	
研修及び訓練（シミュレーション）の実施研修の実施	事業者は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（※）に実施しなければならない。	※グループホーム及びミニ特養は年2回以上、その他の事業所は年1回以上実施すること。
業務継続計画（BCP）の見直し	事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。	—

参考：厚生労働省ホームページ「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

(4) 感染症対策の強化について（施設系サービス以外）

令和3年度介護報酬改定により、以下の取り組みを講じることが、令和3年4月1日より義務化されました（令和6年3月31日までは努力義務）。

感染対策委員会の開催	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用可能）を開催（※）するとともに、その結果について介護従業者に周知徹底を図ること。	※おおむね6か月に1回以上開催すること。
指針の整備	事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	—
研修及び訓練（シミュレーション）の実施	事業所において、介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（※）に実施すること。	※グループホーム及びミニ特養は年2回以上、その他の事業所は年1回以上実施すること。

※施設系サービスは、現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加え、**訓練（シミュレーション）の実施**が令和3年4月1日より義務化されました（令和6年3月31日までは努力義務）。

3 避難確保計画作成と避難訓練実施の義務について

浸水想定区域や土砂災害警戒情報区域に立地している「要配慮者利用施設」の管理者等は、水害や土砂災害が発生した際に施設利用者が適切な避難行動がとれるよう、避難確保計画作成及び避難訓練の実施が義務付けられています。

避難確保計画に基づき、年1回以上避難訓練を実施し、訓練実施後は「訓練実施結果報告書」を介護福祉課へご提出ください。

様式等 掲載場所	弘前市ホームページ (https://www.city.hirosaki.aomori.jp/kurashi/kinkyu/2023-0208-1610-19.html) ホーム > くらし > > 防災・消防団 > 要配慮者利用施設における避難確保計画作成と避難訓練実施の義務について
-------------	---

4 居宅介護支援事業所における管理者要件について

- ・ 平成 30 年度介護報酬改定において、管理者の要件が介護支援専門員から主任介護支援専門員に変更され、令和 3 年 3 月 31 日までの経過措置期間が終了したことから、令和 3 年 4 月 1 日以降、居宅介護支援事業所の管理者となる方は、主任介護支援専門員である必要があります。
- ・ 不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とすることができなくなった場合は、管理者確保のための計画書、名称等変更届、新たに管理者になる介護支援専門員の管理者経歴書を提出してください。（各様式は市ホームページに掲載しています。）
- ・ 令和 3 年 3 月 31 日時点で、主任介護支援専門員でない方が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、本要件の適用が令和 9 年 3 月 31 日まで猶予されます。

5 認定調査について

認定調査を行う場所は、原則として「日頃の状況を把握できる場所」とされておりますので、普段生活している場所（寝食している所）で実施してください（外出先においての実施は認められません）。

また、申請書に記載された住所に、必ずしも本人が居住されていない場合もありますので、事前に確認が必要となります。

6 各種届出について

(1) 名称等変更届出について

事業所の指定内容を変更した場合は、以下のとおり届出書等の書類を提出してください。

提出書類	① 名称等変更届出書（様式第2号） ※介護予防支援事業所は「指定介護予防支援事業者名称等変更届出書」 ② 変更した事項の添付書類（市ホームページに掲載している「変更届出書の添付書類一覧」（Word ファイル）をご参照ください。）
提出期限	変更があった日から10日以内
提出先	弘前市役所介護福祉課介護事業係（市役所前川本館1階）
様式等の掲載場所	弘前市ホームページ（ https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/2020-0617-1339-32.html ） ホーム > 健康と福祉 > 福祉・介護 > 地域密着型サービス・居宅介護支援について（3. 変更関係について）

- ・やむを得ず、変更があった日から10日を過ぎて変更届を提出しなければならない場合は、事前に介護福祉課介護事業係へご相談ください。
- ・各種届出については、令和3年度より押印不要の様式を市ホームページに掲載しております。
- ・重要事項説明書のみ変更の場合は、変更届の提出は不要です。

(2) 加算・減算の届出について

新たに加算・減算を算定する場合や、加算の区分を変更する場合は、以下のとおり届出書等の書類を提出してください。

提出書類	① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙3-2）	
	② 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 （地域密着型事業所は別紙1-3、居宅介護支援事業所は別紙1）	
	③ 届け出る加算の添付書類（②介護給付費算定に係る体制等状況一覧表のExcelファイルを開き、「備考」のシートをご参照ください。）	
提出期限	認知症対応型共同生活介護事業所	加算算定月の前月末日まで
	認知症対応型共同生活介護事業所以外の事業所	加算算定月の前月15日まで
提出先	弘前市役所介護福祉課介護事業係（市役所前川本館1階）	
様式等の掲載場所	弘前市ホームページ（ https://www.city.hirosaki.aomori.jp/fukushi/fukushi/2020-0617-1339-32.html ） ホーム > 健康と福祉 > 福祉・介護 > 地域密着型サービス・居宅介護支援について（4. 介護給付費算定に係る体制等の届出について）	

加算の届出について、提出期限を過ぎた場合は算定開始月が遅れることとなりますので、提出期限をご確認の上、余裕をもってご提出ください。

7 介護報酬改定や運営基準等に関するお問い合わせについて

事業者の皆様から、介護報酬改定や運営基準等に関するお問い合わせが多数寄せられます。電話や窓口で即答できない場合もございますので、厚生労働省から発出されている介護サービス関係Q&Aや、社会保険研究所が発行している「介護報酬の解釈」などの参考図書をご確認のうえ、文書（電子メール）による質問をお願いします。

弘前市福祉部介護福祉課ファクシミリ番号	0172-38-3101
弘前市福祉部介護福祉課メールアドレス	kaigo@city.hirosaki.lg.jp

文書（電子メール）による問い合わせにより、質問内容と回答が事業所に残り、再確認ができるほか、職員間での情報の共有が可能となりますので、ご協力をお願いいたします。